

国際共同研究交通費補助 研究成果報告書

(適宜行追加可)

所属・職・氏名	法学部・教授・井上武史
共同研究者 所属・職・氏名	パリ・シテ大学 法・経済・経営部（フランス）・教授 Thierry Rambaud
研究課題	現代リベラル・デモクラシーにおける国家と宗教との関係の再定義 ——日仏比較宗教法研究の試み
共同研究 実施期間	派遣期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 招聘期間： 2024年11月8日 ～ 2024年11月15日
共同研究 実施場所	日本・西宮市

1. 研究の成果（本共同研究によって得られた新たな知見、成果等を簡潔に記述してください。該当しない場合は「該当なし」と記載してください。）

（1）学術的価値（本研究により得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果）

本研究の目的は、日仏において宗教や宗教団体に対する国家的規制が増大する中、それらと憲法原理である信教の自由とのバランスをどのように確保し、その均衡点をどこに見出すべきかについて、理論的・実務的な検討を通じて具体的に明らかにすることである。Rambaud 教授との共同研究により、以下の問題状況が共有された。近年のフランスでは、フランスのライシテとは異なるバランスに基づいた「ヨーロッパ・スタンダード」に歩調を合わせなければならないこと、フランス国内での新しい宗教の発展、特にイスラム教や新宗教運動が、長い間カトリシズムの大きな影響のもとで形成された従来の宗教法制のバランス関係に疑問が生じている状況がある。その一方で、国家は公の秩序の維持のために「積極的」な意味でライシテをもち出し、その結果、宗教に対する国家的規制の増大がもたらされている状況が見られる。このように、「ライシテ」と「宗教的自由」との間で新たな対立が生じている現在のフランスの状況のもとで、その均衡点をどのように設定すべきかの模索が、学説や判例で試みられている。日本でも、オウム真理教事件や統一教会事件を契機に、宗教に対する国家的規制が強化されてきたところであり、同じような状況について、規制と自由のバランスをどのように確保すべきかは、日本にとっても、フランスにとっても重要な問題関心である。このような問題状況と問題関心を共有して、フランス宗教法の第一人者である Rambaud 教授との共同研究を今後も進展させていきたい。

（2）相手国との交流（海外の研究者と学術交流することによって得られた効果）

Rambaud教授と申請者は、これまでも憲法・宗教法分野について研究交流を続けており、その成果もシンポジウムという形で発信している。交流が一方通行にならないために、今回はRambaud教授を本学に招聘して、本学教員や日本の法学研究者と意見交換をもつ機会となった。今回の共同研究は、今後も継続的に学術交流を行うために必要であり、かつ、意義があったと考える。

また、滞在中、Rambaud教授は、2024年11月9日（土）に開催された第42回宗教法制研究会、第88回宗教法学会（理事長：棚村政行）における、「フランスにおけるライシテ原理の近時の展開」をテーマとするシンポジウムで、「フランス宗教法の動向」と題する報告を行ったあと、参加者との質疑応答を行った。同報告は同学会の年報にて日本語で公表される予定である。加えて、Rambaud教授と日本の研究者との交流が行われたことにより、宗教法や公法学分野でのフランスと日本との学術交流がより活発化することが期待される。

（3）社会貢献（社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献）

該当しない。

(4) 若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取り組み、成果)

Rambaud教授滞在中に、法学部内で法学部特別研究会を行った。テーマは「フランス政教分離原則の現況：ライシテの法と政治」で、Rambaud教授の講演の後、参加した法学部教員と大学院生と質疑応答を行う機会をもった。

また、滞在中、Rambaud教授に法学部の授業(法学部1年生「現代の人権」、法学部3年生「法学研究演習Ⅰ」)やゼミで講演を行ってもらった。授業でもゼミでも、学生との質疑応答に多くの時間を割いて、できるだけ学生との交流を行ってもらうようにした。学部生が日本の憲法や法律だけでなく、フランスをはじめとする外国の憲法や法律に関心をもってもらうよい機会になった。

(5) 将来発展可能性(本研究を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

Rambaud教授と申請者とは、2007年にフランス文科省で宗教事情調査を行ったほか、2022年度には学院留学での同教授に受入教員を引き受けてもらうなどの人的交流を続けてきた。その成果の一端として、2023年3月にパリ・シテ大学にて、「Vers un contrôle étatique accru en matière de droit des religions : perspectives croisées France-Japon (宗教法における国家的規制の拡大傾向：日本とフランスの視点から)」

(<https://univ-droit.fr/recherche/actualites-de-la-recherche/manifestations/47026-vers-un-controle-etatique-accru-en-matiere-de-droit-des-religions-perspectives-croisees-france-jap-on>)というシンポジウムを開催した。また、2024年2月にパリ・シテ大学にて、「Regard juridique sur la religion en démocratie libérale : entre neutralité des collectivités publiques, protection des libertés fondamentales, gestion de la coexistence pacifique et protection des intérêts de l'Etat (リベラル・デモクラシー社会における宗教に対する法的まなざし：公権力の中立性、基本的自由の保護、平和的共存の管理、国家利益の保護の間で)」

(https://research-activity.kwansei.ac.jp/topic/index.php?c=topics_view&pk=1709713845)をテーマとするシンポジウムをパリ・シテ大学と関西学院大学との共同開催で行った。この成果は、雑誌「Revue des deux cités: Société, droit, politique et religion」にて公表される予定である。なお、同雑誌はRambaud教授が編集責任者を務めており、申請者も編集者の1人として参画している。

今回のRambaud教授招聘は、これまでの共同研究の成果を確認しつつ、今後に向けた新たな課題や問題意識の共有を図った。また、今後は、本学とパリ・シテ大学の交互に、日仏シンポジウムの共同開催を計画している。

これまでは宗教法をテーマとする共同研究を続けてきたが、今後は研究を発展させて、日本とフランスにおける公法学の比較をテーマとすることも検討しており、具体的な書籍出版を計画中である。今回のRambaud教授招聘を契機として、今後ともRambaud教授およびパリ・シテ大学との学術交流を発展させていきたい。

(6) その他(上記(1)～(5)以外に得られた成果があれば記述してください。)

例：大学間協定の締結、他事業への展開、受賞、産業財産権の出願・取得等

該当しない。

2. 研究発表(本共同研究の一環として発表(予定含む)したものについて記述してください。なお、印刷物がある場合は1部添付してください。)

例：共著論文、口頭発表、出版、ポスター発表

- Thierry Rambaud「フランス宗教法の動向」『宗教法』掲載予定(2025年)
- Thierry Rambaud et Takeshi Inoue, *Introduction au droit public japonais* (刊行年未定)